

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、発行年月日を令和元年7月12日として行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の交付決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、障害等級を3級と認定した部分について、これを1級又は2級へ変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

自分は2級の知人もいますが、その人より自分の方がひどいです。週1のバイトすら20年以上まともにできないことを考慮すれば1級かと思いました。100歩ゆずって診断書で判断するとしても生活能力の状態の点数は2級か3級ですらなく2級単独であり、他の項目も2級以上にあてはまると思うが、なぜ3級になったのか。医師などから連絡があったのか理由を知りたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年11月25日	諮問
令和2年1月28日	審議（第41回第4部会）
令和2年2月18日	審議（第42回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。

(2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については、別紙2の表のとおりと規定

している。

- (3) また、法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成 7 年 9 月 12 日健医精発第 46 号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法 45 条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法 2 条 8 項の自治事務であるところ（法 51 条の 13 第 1 項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の交付申請に対応する事務に関する地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと解される。

そして、処分庁が上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行っている。

- (4) さらに、法 45 条 1 項の規定を受けた法施行規則 23 条 2 項 1 号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行う

こととされていることから、本件においても、上記(3)の「総合判定」は、本件申請時に提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、判定基準等に照らして客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容（別紙1）を前提に、本件処分における違法又は不当な点の有無について、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア(ア) 本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「恐怖性不安障害 ICDコード（F40）」（別紙1・1）は、ICD-10における「恐怖症性不安障害」を指すと考えられるが、これは判定基準の「その他の精神疾患」に該当する。そして、判定基準によれば、その他の精神疾患の状態の判定は、統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害及び発達障害の状態の判定に準ずるものとされているところ、恐怖症性不安障害は、その症状の密接な関連により、「気分（感情）障害」によるものの判定に準ずることが相当であると考えられる。

(イ) また、本件診断書において、請求人の従たる精神障害として記載されている「うつ状態（うつ病） ICDコード（F32）」も、判定基準の「気分（感情）障害」に該当する。

イ そして、判定基準によれば、「気分（感情）障害」による機能障害については、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、

ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

なお、留意事項2・(2)によれば、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている。

ウ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙1・3のとおり記載されている。

また、「現在の病状、状態像等」欄（別紙1・4）は、「抑うつ状態（憂うつ気分、その他（不眠症）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感、心的外傷に関連する症状）」に該当し、その「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「公共の乗り物や人混みに耐えられず、気温の変化に順応できないため、アルバイトも続かず 一方学習能力や会話能力は問題なく行えるため、そのギャップに悩んでいる。病状としては適応障害（環境、就職）であるが、PTSDや対人恐怖が基本にある。」との記載がある。

これらの記載によれば、請求人は、精神疾患を有し、主たる精神疾患（恐怖症性不安障害）の状態は、主として社会的場面に関する強度の不安・恐怖感、心的外傷に関連する症状が認められ、公共の乗り物や人混みに耐えられないなどの病状により、通常の世界生活は送りにくく、就労にも一定の制限を受けると考えられるものの、症状による日常生活への影響の記載は認められず、また、心的外傷に関連する症状につ

いての具体的な記載も認められないことからすれば、恐怖症性不安障害の程度が著しいとまでは判断し難い。

また、従たる精神疾患（うつ状態（うつ病））の状態については、憂うつ気分、不眠がみられるが、思考・運動抑制、易刺激性・興奮、幻覚、意欲の減退、食欲不振、希死念慮に係る記載は認められず、病状の著しい悪化又は重篤な病状についての記載が見受けられないことからすれば、うつ状態の程度は著しいものとまでは認められない。

そうすると、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によると、障害等級２級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているものと認めることはできず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、同３級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

ア 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙１・６・(3)）は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされている。留意事項３・(6)の障害等級「おおむね２級程度」の区分に「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とあることから、診断書のこの部分の記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級２級程度の区分に該当し得るといえる。

そして、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度

について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙 1・6・(2)）では、8項目中、おおむね障害等級 3 級に相当する「おおむねできるが援助が必要」が 2 項目、おおむね同 2 級に相当する「援助があればできる」が 3 項目、おおむね同 1 級に相当する「できない」が 3 項目とされている。

また、「現在の生活環境」欄（別紙 1・6・(1)）では「在宅（家族等と同居）」とされ、生活能力の状態の「具体的程度、状態等」欄（別紙 1・7）には、「社交不安・対人恐怖と P T S D による症状のため家族の援助が必要」と記載され、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）は「なし」とされ、就労状況については記載がない。

イ 留意事項 3・(6)によると、おおむね障害等級 2 級程度とされる「日常生活能力の程度」の記載「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、「食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があって『必要な時には援助を受けなければならない』程度のものを言う。」ものとされているところであるが、必要な時に受けなければならない「援助」に関して、本件診断書においては、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙 1・8）に、「なし」と記載されているところであり、その他本件診断書においては、日常生活に関し、どのような援助をどの程度受けているかについての具体的記述は見受けられない。そのため、請求人の活動制限について、障害の程度が、上記に述べた「必要な時には援助を受けなければならない」程度まで高度とは判断しがたいものである。

以上によれば、請求人は、精神疾患に罹患しているが、障害福祉等サービス等の援助を利用することなく、家族の援助

を受けつつ在宅生活を維持しながら、通院加療を継続している状況にあると認められる。

そうすると、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らして、障害等級 2 級程度には至っておらず、おおむね同 3 級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令 6 条 3 項の表（別紙 2）に照らし、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2 級）に至っていると認めることはできず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（3 級）に該当すると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、前記第 3 のとおり主張しているが、前述（1・(4)）のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級 3 級と認定するのが相当である（2・(3)）ことから、請求人の主張は理由がないものというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)